

公 告

(令和8年度河川水辺利活用支援他業務委託について)

次のとおり公告します。

令和8年6月3日

国土交通省九州地方整備局
宮崎河川国道事務所長 内田 豪士

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

本公告は、河川法第99条に基づき、宮崎河川国道事務所管内における令和8年度河川水辺利活用支援他業務委託の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託内容

本件は小学生を対象とした簡易水質調査（水生生物調査）実施補助、希少生物などの保全活動、水辺の安全利用について周知するための活動支援、河川空間の有効利用事例を周知・発表できるイベント、流域治水推進に資する活動（シンポジウム）等の実施を行うものであり、併せて大淀川の河川利用における地域活性化のための基礎資料とするために、河川住民団体等の活動について情報収集し整理するものである。

また宮崎市街部において、水辺の新しい活用の可能性を創造していく取り組みを行い、今後の宮崎市街部の活性化を図るものである。

(3) 委託期間 令和8年7月1日（予定） ～ 令和9年3月26日

(4) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料（別紙）をもって審査し選定する。

その後、宮崎河川国道事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。ただし、以下の条項を全て満たす者であること。

(3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

- ・水辺の安全利用に関する講習や広報活動
- ・水辺の利用推進に関するイベントの開催

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒880-8523 宮崎県宮崎市大工2丁目39番地（電話 0985-24-8492）
国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所
担当：河川管理課長 細山田 美佐貴（内線331）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和8年6月3日（水）から令和8年6月16日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒880-8523 宮崎県宮崎市大工2丁目39番地
国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 1階 河川管理課内
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和8年6月4日（木）から令和8年6月16日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.（2）②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。